

～支えあい 協働して 暮らしよい地域づくり～

下泊地域づくり計画書

平成24年3月作成

平成29年3月改定

令和 5年4月改定

下泊地域づくり振興会

1 はじめに

2 地域の現状と課題

- (1) 地区の形成と合併
- (2) 下泊全図と関連施設
- (3) 地勢
- (4) 人口の推移
- (5) 産業
- (6) 交通
- (7) 年中行事・伝統

3 基本構想

- (1) 下泊地域づくり振興会の目指す姿
- (2) 計画から事業実施の流れ
- (3) 組織の構成
- (4) 基本方針・推進目標・施策について

資料

- (1) 事業実施計画書
- (2) 下泊地域づくり振興会規約

1 はじめに

西予市は『自分たちの地域を、自分たちの手で』を基本理念に、平成23年度から「せいよ地域づくり事業」を開始しました。

旧小学校区単位で結成した地域づくり組織に基礎型交付金を交付して地域の特性に合った地域づくりを推進することが目的です。地域の課題や個性を反映させた地域づくり計画に住民主体で取り組んでいくことは、地域の中で助け合い、支え合う仕組み(共助)を強化することにもつながります。

平成28年度の改正では、より積極的な地域づくりに対応するべく、手上げ型交付金事業、アドバイザー派遣事業が新設されました。また、令和5年度には地域づくり活動センターが設置され、地域づくり組織が選出したセンター長、地域任用職員を配置し小規模多機能自治の強化を推進していきます。

下泊地域づくり振興会は平成23年5月28日の設立総会で発足、会員の意見を基に作成した計画書(平成28年度作成、適時改定)を指針とし、地域づくりに取り組んできました。令和5年4月からは旧下泊小学校に設置される地域づくり活動センターに事務局を構え新体制となることに伴い、地域の現状と課題について協議し本計画を改定いたしました。

会員である皆様のお声が反映する組織運営となるよう努めてまいりますので、本計画にご賛同いただき、今後ともご理解とご協力をよろしく願います。

2 地域の現状

(1) 地区の形成と合併

年号	関連する法律・制度	内容
明治以前		「下泊浦」と呼ばれる 宇和島藩参勤の停泊地
明治21年	市政・町村制	「三島村」「三瓶村」「二木生村」の形成 三島村に属する
昭和30年	町村合併促進法 (昭和28年制定)	「三瓶町」誕生 三島村・三瓶村・二木生村と双岩村の和泉・鳴山 が合併
平成16年	地方分権一括法 合併特例の改正 (平成7年)	西宇和郡から「西予市」へ 宇和・野村・城川・明浜と合併

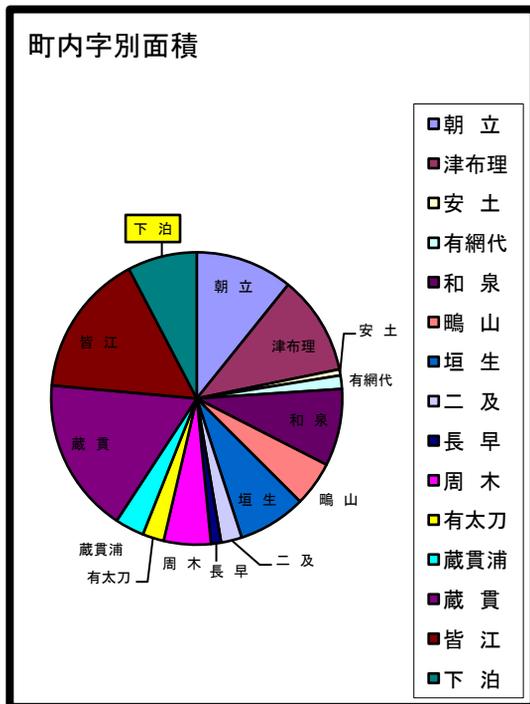
(2) 下泊地域全図と関連施設



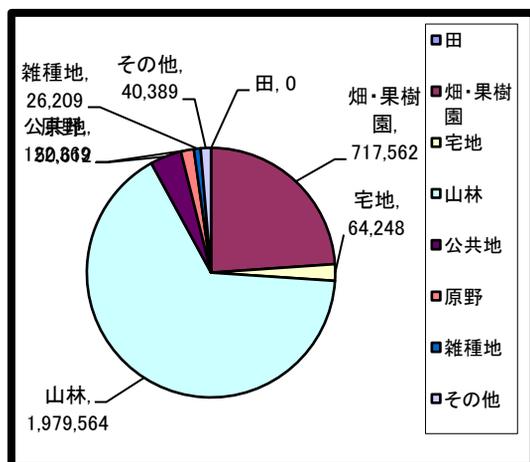
(3) 地 勢

下泊地区は、西予市三瓶町の最南端に位置しています。生活圏の海拔は凡そ2～7mで、前面は宇和海、後背は山地にかこまれた小さな集落です。

海岸は、典型的なリアス式海岸で、湾内は屈曲変化に富み、自然の良港を形成しているため、水産業が発展してきました。山地は急傾斜地が多いものの、気候が非常に温暖であり、降雪・降霜もきわめて少ないため、段々畑を利用した果樹栽培が盛んに行われています。近年、有害鳥獣による農作物被害が報告されており、今後状況に応じた対策が必要と考えられます。また、津波発生時をはじめとした避難想定や危険場所の把握など、地勢を理解し防災・防犯・交通安全に努めることも重要です。



字名	m ²	%
朝立	4,209,206	11%
津布理	4,278,983	11%
安土	262,103	1%
有網代	577,639	1%
和泉	3,321,454	9%
嶋山	1,930,950	5%
垣生	2,943,179	8%
二及	899,040	2%
長早	438,251	1%
周木	2,032,438	5%
有太刀	926,290	2%
蔵貫浦	1,256,496	3%
蔵貫	6,685,667	17%
皆江	6,176,410	16%
下泊	3,000,953	8%
合計	38,939,059	100%



地目	m ²	%
田	0	0.00%
畑・果樹園	717,562	23.91%
宅地	64,248	2.14%
山林	1,979,564	65.96%
公共地	122,369	4.08%
原野	50,612	1.69%
雑種地	26,209	0.87%
その他	40,389	1.35%
計	3,000,953	100.00%

(4) 人口の推移

過疎化・少子高齢化が年々進行している状況です。

これは、地域独特の文化や地域づくり活動の衰退、耕作放棄地や空き家の増加、地区施設・設備の活用不十分による老朽化促進などの課題にもつながります。

健康に日常生活が送れる期間である健康寿命を延ばすために取り組むことや、高齢者に関する理解の促進、バリアフリー化をはじめとする環境の改修などにより、住民同士が助け合い、だれもが暮らしやすいコミュニティを形成することも重要であるといえます。

(R5年1月末時点)

世帯141戸 総人口260人 高齢化率64.2% 18歳以下3.4%

年齢	H3	H13	H23	H28	R5
0～14歳	93	44	18	12	4
15～59歳	312	246	138	98	70
60～64歳	49	36	33	32	19
65～69歳	41	51	38	34	29
70～79歳	74	79	86	72	62
80～89歳	38	42	49	60	62
90歳以上	6	11	12	10	14
高齢化率	26.0	36.0	49.5	55.3	64.2

(5) 産業

柑橘類の栽培や養殖をはじめとする水産業といった第一次産業が盛んに行われています。

昭和30年～40年代初頭までは養豚・真珠養殖も行われていましたが、外国からの安価な輸入肉の流通による価格低迷、養豚のし尿垂れ流しを原因とする水質悪化のため、いずれも退廃しました。

地場産業における就労の場の減少は、人口の流出により過疎化を促すことになるため、新たな産業創出や活性化が望まれています。

また、現在下泊地区には日用品や食品を販売する商店がなく、地区外への買い物や移動販売、配達などに頼った生活となっています。高齢化が進み、運転免許の返納などで移動手段が限られる状況もあり、深刻な課題です。

(6) 交通

下泊地区の幹線道路は、海岸線沿いに整備されている「国道378号」です。市道や農道については本数も多く、ほとんどが舗装整備されている現状にあります。

しかし、いずれの道路も幅員が不足しており、車両同士の離合が必要な箇所が散在しています。貨物トラックなど大型車両がよく通り、湾曲により見通しの悪い箇所もあるため、交通事故等安全には十分注意が必要です。また、路肩においては、雑草が通行を阻害するように生い茂る箇所などもあり、維持管理上の対策が適宜必要となっています。

有志らによって整備された里道も人手不足や高齢化により管理が難しくなってくる考えられます。

公共交通機関は宇和島バスと西予市生活交通バスの路線が通っていますが、いずれも本数は少ない状況です。

(7) 年中行事・伝統

かつては、小中学生らによる「いのこ」や、青年団による「お伊勢踊り」なども実施されていましたが、過疎化・少子高齢化等の影響により現在は廃退しています。

また、近年は新型コロナウイルス感染症の影響で世代間、地域間交流の機会が縮小している傾向です。

今後も運用形態を工夫し、行事や伝統による地域づくりを継続することは地域の活気や郷土愛を育むことにつながります。

時期	行事内容	場所	主な参加者
5月中旬	分館交流球技大会	三瓶中学校他	選手、役員
5月下旬	消毒液配布	公民館	役員、婦人部
7月上旬	クリーン運動	区全域	住民
7月下旬	夏越祭	客神社	社寺総代、役員、氏子
8月中旬	盆踊り大会 精霊流し	旧下泊小学校	役員、老人会、婦人部他
9月中旬	敬老会	公民館	役員、婦人部他
10月中旬	秋祭り	客神社	社寺総代、役員
10月下旬	道作り	農道	住民
10月中旬	避難訓練	各避難場所	住民
11月下旬	新嘗祭	客神社	社寺総代、役員
12月下旬	年末クリーン運動	国道	役員
元日	元旦祭	客神社	社寺総代、役員、氏子
1月中旬	念仏口開け	各常会	役員
2月上旬	旧正月	客神社	社寺総代、役員
3月中旬	定期総会	公民館	役員、住民

※区の資料に基づき作成

3 基本構想

(1) 下泊地域づくり振興会の目指す姿

課題解決、交流・親睦、行事などの活動を通して、地域の特性や資源を活かし、地域をより良くしようと主体性をもって行動する組織を目指します。

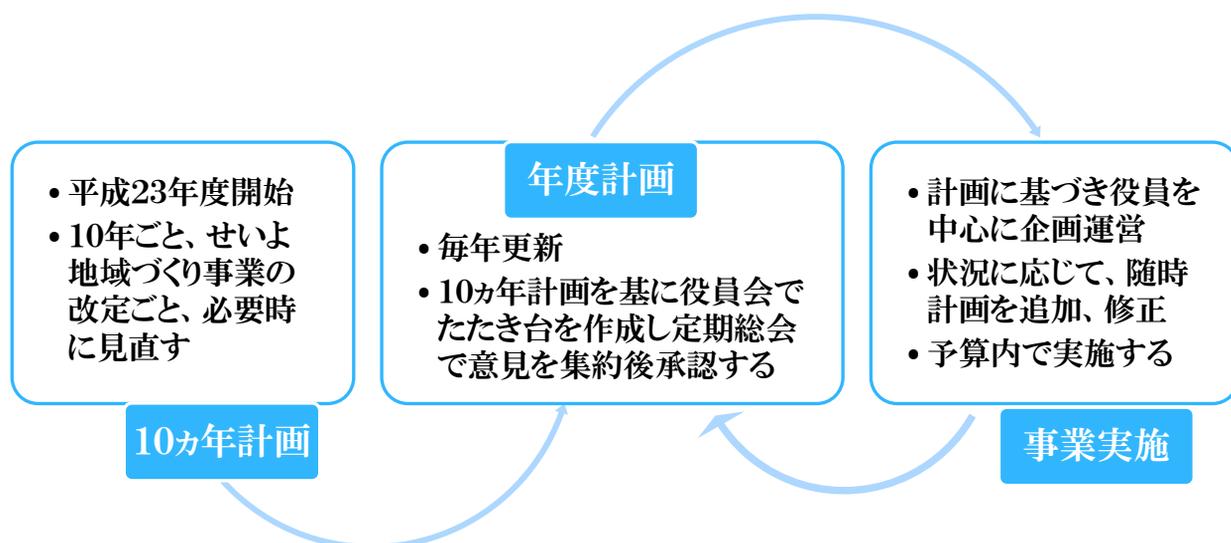
～キャッチフレーズ～

支えあい 協働して 暮らしよい
地域づくり

(2) 計画から事業実施の流れ

毎年、会員（住民）の中から役員を選出し地域づくり組織を運営します。

10ヵ年計画（事業実施計画書）を指針に年度計画を立案、事業を実施するとともに、会員の意向が反映するよう努めます。



(3) 組織の構成

旧下泊小学校区に在住する住民のうち、本会の目的に賛同するすべての人が会員です。役員は会員の中から選出されます。(任期1年 再任可能)※規約は資料(1)参照

事務局は地域づくり活動センターに置かれます。

下泊地域づくり振興会

会員(住民)

各種団体

役員会

会長

副会長

事務局・会計

自治部会長【常会代表】

産業部会長【中山間代表】

生活部会長【婦人部代表】

福祉部会長【老人会代表】

防災対策部会長【消防団代表】

自主防災部会長【自主防災会代表】

会計監事

令和5年度～

地域づくり 活動センター

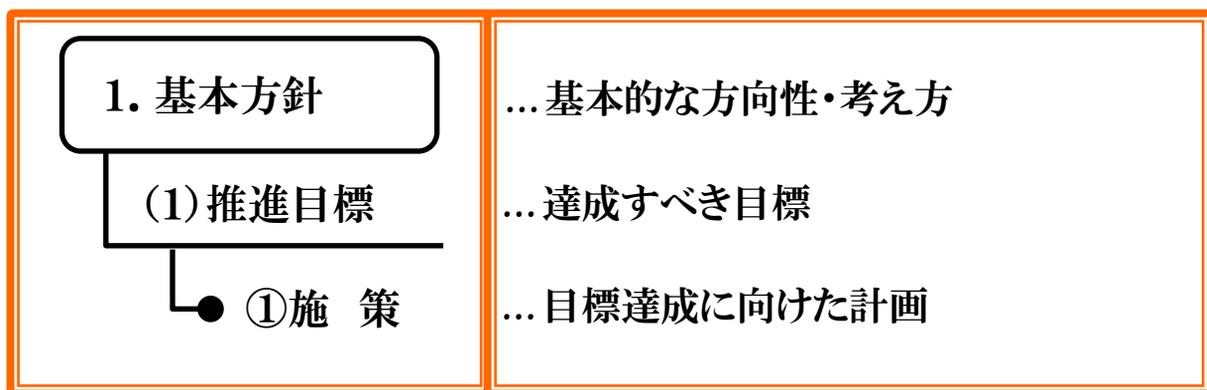
センター長
(地域づくり組織が推薦
市が雇用)

下泊地域づくり振興会
事務
地域任用職員
(地域づくり組織が雇用)

(4) 基本方針・推進目標・施策

下泊地区の現状と課題を協議し4つの基本方針とそれぞれに対する推進目標・施策を設定しました。事業実施計画はこれを基に協議し作成していきます。

※事業実施計画は資料(2)参照



1. 誰もが住みよい、快適な地域づくり

(1) 快適な地域環境の形成を目指す

- ① 各種設備の改良・維持管理
- ② 各種設備の高齢化対策(バリアフリー化)
- ③ 環境美化

(2) 道路基盤の充実を目指す

- ① 各種道路の改良・補修・維持管理(里道、農道、市道)

(3) 安全安心な生活環境を目指す

- ① 災害対策
- ② 防犯・交通安全対策
- ③ 情報基盤対策

2. ふるさとの文化を育む地域づくり

(1) ふるさと文化の保存・継承を目指す

- ①郷土文化の保存・活用・継承対策
- ②文化財の保存・活用・継承対策

(2) 生涯学習の推進を目指す

- ①社会教育活動の推進
- ②芸術文化活動の推進

3. 健やかに人が輝く地域づくり

(1) 健康づくりの推進を目指す

- ①健康づくり対策

(2) 高齢者福祉の充実を目指す

- ①高齢者福祉対策

4. 活力を創意で築く地域づくり

(1) 農業・水産業の振興を目指す

- ①農業・水産業振興対策

(2) 地域独自の取り組みやイベント等の実施を目指す

- ①地域づくり組織の運営
- ②住民団体の活動支援

事業実施計画書

平成 28 年 3 月作成

令和 5 年 4 月改定

表の見方

-----▶ 今後検討していく施策

————▶ 実施中及び実施予定の施策

基本方針	1 誰もが住みよい、快適な地域づくり
推進目標	(1) 快適な地域環境の形成を目指す

施策名	①各種設備の改良・維持管理		実施期間									
事業名	活動内容	説明	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
各種設備の新設・改良・維持管理事業	各種設備の新設・改良・維持管理	区で管理する施設の改修・修繕のほか、既存設備の維持管理を対象とする	○	→								

施策名	②各種設備の高齢化対策（バリアフリー化）		実施期間									
事業名	活動内容	説明	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
各種設備のバリアフリー化事業	集会施設等のバリアフリー化を進める	区で管理する施設について、高齢者が利用しやすいバリアフリー化を実施する費用を対象とする		- - - - - →								

施策名	③環境美化		実施期間									
事業名	活動内容	説明	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
環境美化事業	地域環境の美化に資する活動を実施する	快適な地域づくりを推進するために地域美化環境に係る費用、人材確保を対象とする	○	→								

協力・連携団体	自治会、老人会、婦人会、消防団、市
---------	-------------------

基本方針	2 ふるさとの文化を育む地域づくり
推進目標	(2) 生涯学習の推進を目指す

施策名	①社会教育活動の推進													
事業名	活動内容	説明	実施期間											
			R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		
社会教育推進事業	地域が企画する組織的な教育活動を推進する	地域が企画する組織的な教育活動や活動に伴う記録の保存・資料収集にかかる費用を対象とする		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	▶

施策名	②芸術文化活動の推進対策													
事業名	活動内容	説明	実施期間											
			R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		
芸術文化推進事業	芸術文化活動を推進する	芸術文化活動の振興を進める住民団体に対して支援を行う費用を対象とする 図書の見学など地域づくり活動センターを活用し文化活動を促す		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	▶

協力・連携団体	P T A、婦人会、老人会、地域づくり活動センター、市内の芸術文化施設、芸術文化活動を行う住民団体
---------	---

基本方針	3 健やかに人が輝く地域づくり
推進目標	(1) 健康づくりの推進を目指す

施策名	①健康づくり対策		実施期間									
事業名	活動内容	説明	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
健康教育推進事業	健康管理能力向上を図る	健康教育に関する各種教室開催にかかる費用を対象とする										→

推進目標	(2) 高齢者福祉の充実を目指す
------	------------------

施策名	②高齢者福祉対策		実施期間									
事業名	活動内容	説明	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
高齢者いきいき事業	高齢者の生きがいづくりを進める 高齢者が生活しやすいコミュニティの形成	高齢者の集いの場を提供する 高齢者の生きがいづくりにつながる教室を開催する 住民へ介護などの社会的課題や加齢に伴う変化など高齢者に関する理解を深める教育を行う										→

協力・連携団体	P T A、婦人会、老人会、社会福祉協議会、市
---------	-------------------------

基本方針	4 活力を創意で築く地域づくり
推進目標	(1) 農業・水産業の振興を目指す

施策名	① 産業振興対策		実施期間									
事業名	活動内容	説明	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
有害鳥獣対策事業	イノシシ等農作物に影響を及ぼす動物の対策	有害鳥獣対策を検討する		—	—	—	—	—	—	—	—	▶
特産品開発事業	地域農水産物の特産品を開発する	農水産物の開発を検討する		—	—	—	—	—	—	—	—	▶

推進目標	(2) 地域独自の取り組みを目指す
------	-------------------

施策名	① 地域づくり組織の運営		実施期間									
事業名	活動内容	説明	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
地域づくり組織運営事業	地域づくり組織の運営に関する活動 新規事業の企画・立案	地域づくり活動センターを拠点とした事務局の運営 営利活動も含めた新規事業を検討、実施する	○	▶								

施策名	② 住民団体の活動支援											
住民団体の支援事業	住民が主体的にやりたいことに関する団体を結成し活動することを支援する	住民団体の立ち上げや運営に関するサポートを行う		▶								

協力・連携団体	自治会、農業関係者、水産業関係者、地域づくり活動センター、各種団体等
---------	------------------------------------

下泊地域づくり振興会規約

平成 23 年作成

平成 28 年改定

令和 5 年改定

下泊地域づくり振興会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「下泊地域づくり振興会」(以下本会という。)という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は地域づくり活動センターに置く。

(区域)

第3条 本会の区域は、旧下泊小学校区とする。

(目的)

第4条 本会は、地域住民が自ら地域の将来像を考え、その実現に向けて行動すると共に、地域が抱える課題を克服し、地域への愛着と誇りを持って、生き生きと安心して暮らせる住みよい下泊地域を創造するため、下泊地域づくり計画書(以下「地域づくり計画」という。)を策定し、この計画に基づく地域づくり活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関すること。
- (2) 地域づくり計画書の策定・実践・評価に関すること。
- (3) 関係機関及び行政との連携協働に関すること。
- (4) その他第4条の目標達成に関すること。

第2章 会員、組織及び役員

(会員)

第6条 本会は、次の各号に掲げる条件を満たすものを会員とする。

- (1) 旧下泊小学校区に在住する全住民。
- (2) 本会の目的に賛同するもの。

(組織)

第7条 1 本会は、総会、役員会、部会、会員をもって構成する。(組織図参照)
2 総会はすべての会員(各世帯から1名以上)をもって構成する。
3 役員会は、会長、副会長、事務局・会計、会計監事、部会長をもって構成する。
4 部会は、部会長、部会員をもって構成する。
5 本会は基礎型交付金を使用し地域任用職員を雇用する。
地域任用職員の業務や労働条件は就業規則、労働条件通知書に準ずる。

(役員)

第8条 1 次に掲げる各号の役員を選出する。

- | | | |
|-----|--------|------|
| (1) | 会長 | 1名 |
| (2) | 副会長 | 1名 |
| (3) | 事務局・会計 | 1名 |
| (4) | 会計監事 | 2名 |
| (5) | 部会長 | 各部1名 |

- 2 会長、副会長、事務局・会計、会計監事は役員会で選考し、総会において承認する。
- 3 部会長は、会長が指名し、役員会において承認する。

(役員の仕事)

第9条 本会の役員等の仕事は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、必要時は会長の職務を代行する。
- (3) 事務局・会計は、会長の指示により本会の事務全般を処理するとともに、本会の出納経理事務を処理し、預金通帳、その他必要な書類を補完する。
- (4) 会計監事は、本会の会計及び事業運営全般を監査する。
- (5) 部会長は、会長の指示によりそれぞれの分野別課題を処理する。

(役員の任期)

第10条 1 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第11条 本会は、第4条の目的達成のため、以下の部会を設置し、事業実施計画の積極的な推進にあたり、第7条4項に掲げる部会員を置く。

- (1) 自治部会
- (2) 生活部会
- (3) 福祉部会
- (4) 防災対策部会
- (5) 自主防災部会
- (6) 産業部会

第3章 会議

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会、部会会議とする。

(総会)

第13条 1 総会は、本会の最高決定機関であり、毎年1回定期総会を開催する。

- 2 総会は、事業計画及び報告、予算及び決算、規約の改廃、役員の承認、その他重要事項を審議し、決定する。
- 3 会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
- 4 総会の議長は、その総会において、出席した会員から選任する。
- 5 総会は、すべての会員（各世帯から1名以上）の半数以上の出席者又は委任状をもって成立し、その議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の時は、議長がこれを決する。

(役員会)

第14条 1 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 役員会は、総会の総意に基づき、本会に関することを協議・運営する。

(部会会議)

第15条 1 部会会議は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 部会会議は各種事業の企画・運営にあたる。
- 3 部会会議は、必要に応じて、学識経験者の出席を求めることができる。

第4章 会計

(会計)

第16条 1 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 収入は、交付金、雑収入、その他収入とする。

第5章 会計監査

(監査及び報告)

第17条 1 会計監事は、総会開催前に監査を行い、総会において結果を報告する。

2 本会の運営及び活動に対する業務監査を、厳正に行う。

雑則

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会に諮って別に定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成23年5月28日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成28年3月13日から施行する。

(施行期日)

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

組織図

